研究報告

韓国の経済市民性形成に関する研究：日帝下協同組合運動の連帯性と民主性を中心に[1、2]

檀国大学校　日本研究所　ＨＫ研究教授　金（キム）　利　徑（イ　ギョン）（著）

東京大学大学院　農学生命科学研究科　教授
一般社団法人 ＪＡ共済総合研究所　客員研究員　松本武祝（まつもと　たけのり）（訳）

アブストラクト

本稿は韓国・檀国大学校の金利徑HK研究教授の論考の翻訳論文である。

本研究の目的は、日本帝国主義下での協同組合運動の分析を通じて、まだ十分に検討されていない経済市民性（economic citizenship[3]）の端緒を探し出すことである。経済市民性という概念は、韓国では主に中・高等学校の経済教育の一部において強調されている。ドイツなどの外国では、経済活動と市民の徳目、倫理的な判断能力を結び付けた経済市民（economic citizen）概念と関連付けられて、社会（society）と公共福祉（public welfare）の文脈で経済と倫理との結合が強調されている。この過程で、経済市民性のほか、市民経済（economia civile）、社会的経済（social economy）、社会連帯経済（social and solidarity economy）などの概念が台頭している。

経済と市民性をつなぐ様々な概念は、産業化以前の時代に遡って起源を探ることができる。ヨーロッパでは、修道院、ギルド同業者組合、友愛組合、各種の団体（society）などが分析対象とされ、韓国の場合、ドゥレ、郷約、契[4]等の系譜と意味を検討する作業が行われた。様々な概念の基準となったのは、結社体と事業体が結合し、収益創出だけでなく、運営原則を確立した協同組合である。経済的行為もまた、社会の中に内包されていることを可視的に確認できた代表的な組織が協同組合だったからである。

本研究では、日帝強占[5]期に展開された民間協同組合運動を通じて、経済と市民性の結合がどのような形で行われるのかを分析した。本研究では、協同組合運動の連帯性と民主性をキーワードに、三つの内容を重点的に研究した。まず、協同組合原則に対する朝鮮総督府と民間の対応様相を比較検討した。第二に、韓国の相互扶助、有無相資［訳者注：持つ者と持たざる者が互いに助け合うという理念］などの文化と協同組合がどのように組み合わされたかを研究した。第三に、地域協同組合の事例を通じ、韓国式協同組合がどのように拡散されたかを考察した。これらにより、日帝下の協同組合運動を通じた経済市民性の歴史を検討した。

（キーワード）　経済市民性　協同組合　協同組合運動　経済的連帯　民主性

目　次

訳者解題
Ⅰ．はじめに
Ⅱ．協同組合原則の理解と拡散
Ⅲ．連帯性と民主性の基盤形成
Ⅳ．おわりに

1　［訳者注］この論文の原題は、김이경「한국의　경제시민성　형성에　관한　연구：일제하　협동조합운동의　연대성과　민주성을 중심으로」『한국학（韓国学）』第46巻第２号（2023年６月）である。翻訳を許可してくださった金利徑先生および韓国学中央研究所『韓国学』出版部に対してお礼を申し上げたい。金利徑先生には、翻訳に際して不明な点について詳細にご教示いただいた。論文タイトル中の「日帝」とは、日本帝国主義の略語である。なお、日本では、植民地支配下にあった時期の朝鮮半島の地域名を「朝鮮」と表記し、その地域で大多数を占めた居住者を「朝鮮人」と表記することが通例であるが、この翻訳に際しては、原論文の用語法にしたがって、それぞれ「韓国」、「韓国人」と表記する。以下、訳者による脚注は、その冒頭に［訳者注］と表記する。簡略な訳者注については、本文中に［　］を付して記述する。

2　この論文は、2022年韓国学中央研究院共同研究課題「韓国的市民性形成の特性に関する研究」の一環として実施されたものである（AKSR2022－C11）。

3　［訳者注］韓国では、経済的市民性という訳語が用いられる場合がある。

4　［訳者注］ドゥレと契については、本文注14を参照。郷約は、朝鮮時代に郷村住民によって作成された規約で、構成員の相互扶助を強調する一方で、両班による下層民統制の手段という機能も有した。

5　［訳者注］日本帝国主義による植民地支配を意味する用語として、大韓民国および朝鮮民主主義人民共和国において一般的に用いられている。「強占」（強制占領）には、1910年「韓国併合条約」が、その締結時点から無効であるという認識が含意されている。

訳者解題

韓国では、2012年に「協同組合基本法」が制定された。同法の立法過程においては、同年が、国連が定める「国際協同組合年」に当たることが意識されていた。同法の立法過程を通じて、「協同組合原則」に関する認識が深められていった（金應圭2012,56）。同法制定以前には、韓国の協同組合は、「農業協同組合法」など特別法にもとづくものに限られていたが、同法の制定により、協同組合が行うことのできる事業分野が拡大され、また、小規模な協同組合の設立が可能となった。さらに、社会的協同組合の設立も、同法によって認められた（金應圭2012,58）。実際に、様々な形態の協同組合が、以後、数多く設立されて、多様な運営形態が試みられてきた。これらの実践を通じて、「協同組合原則」に関する認識が広まっていったといえる。

「協同組合基本法」制定を契機とする韓国における協同組合活動の活性化に対する関心は、日本の協同組合関係者や研究者の間にも広がっている。それらの活動の実態や理念を理解するうえでは、その歴史的前提についての認識も重要であると考える。「協同組合原則」に関する認識の深まりと広がりは、歴史研究にも影響を及ぼしている。従来、植民地朝鮮の協同組合運動に関しては、民族独立運動という観点からの研究がなされてきたが、近年では、「協同組合原則」の受容という観点が加えられている。

以下で翻訳紹介する金利俓（キム・イギョン）氏の論文にも、この新しい動向が反映されている。金利俓論文は、植民地朝鮮において運営された協同組合を「官製協同組合」と「民間協同組合」とに大きく区分したうえで、後者の活動（運動）に着目することによって、韓国における「経済市民性」概念の歴史的起源を明らかにすることを課題としている。ここでは、「官製協同組合」の運営に関する法的な特徴を述べることで、金利俓論文の内容を補完したい。具体的には、金融組合と産業組合を取り上げる。

まず、金融組合について。1907年、大韓帝国政府は、財政顧問であった目賀田種太郎（前職は大蔵省主税局長）の主導の下で「地方金融組合規則」を制定した。地方金融組合の業務として、組合員の農業資金の貸付および組合員の穀物の倉庫保管が挙げられており、さらに、農業資材の分配貸与および生産物の委託販売を兼営できると定められている（以上、第４条）。ただし、農業資金の原資は政府が下付する（下付基本金）とされ（第７条）、預金業務は想定されていなかった。また、出資金に関する規定は設けられず、組合員から組合費（年間２円以内）を徴収することができるものとされた（第８条）。金融組合役員のうち、組合長と評議員は組合員の選挙で選ばれるものと定めるとされ（第６条）、理事は、度支部大臣（財務大臣に相当）の推薦によって選出されるとされた（第７条）。同時代の研究者は、初期の地方金融組合経営を、「地方行政の補助執行」（車田篤1932,12）と評している。

1910年韓国併合の後、朝鮮総督府は、1914年に「地方金融組合令」を制定している。業務に関しては、貸付・預金双方の信用業務が行えることになった（第５条）。その際、「組

合員ニ非サル者」の預り金を行えることも規定されている（第６条）。

同令は、組合員の義務として、出資（１口10円以上）をすることを定めた（組合費は廃止）。総会において、組合長、評議員および監事を組合員の中から選任されることが定められたが、理事は、朝鮮総督によって任免されるものとされた。さらに、組合長の選任に関しては、地方長官の認可が必要とされている（以上、第31条）。同令第44条では、出資額の多寡にかかわらず「組合員ノ議決権ハ平等トス」とされ、協同組合の「一人一票」制が適用されている。他方で、第53条では、「剰余金ハ払込出資額ニ応シ年七分以下ノ割合ヲ以テ配当ヲ為スコトヲ得」とされ、協同組合原則とは異なって、利用高ではなく出資額に応じた配当が定められている。

「地方金融組合令」は1918年に改正され、制令名も「金融組合令」に変更されている（地方金融組合という名称も金融組合に変更）。具体的な改正点としては、まず、それまで「農民」に限定されていた業務対象が商工業・商工業者に拡張されている（第２・５条）。そのうえで、「府（日本国内の市に該当：引用者）又ハ朝鮮総督ノ指定スル市街地」を組合区域とする金融組合という新たなカテゴリーが設定され（都市金融組合）、都市金融組合に関しては、信用事業以外の購販事業など兼営業務は朝鮮総督の許可制とされた（第５条）。

また、役員に関しては、それまで朝鮮総督が任免した理事について、総会で組合員の中から選任することとされた。ただし、都市金融組合の理事はすべて「民選」となったものの、それ以外の金融組合（村落金融組合）に関しては、ごく少数を除いて、理事はこれまで通り朝鮮総督によって任免されている（文定昌1942,188－189）。都市部に居住する日本人商工業者が組合員になることを想定して、都市金融組合に限って、「官製」的な要素を後退させたといえる。

朝鮮総督府は、1929年に「金融組合令」の改正を行っている。主要な改正点は、まず、信用事業以外の兼営業務のうち、産業上必要な材料の貸付・共同購入、生産物の委託販売は廃止され（第５条）、信用事業への特化が図られている。組合運営に関しては、組合員の出資口数の上限が100口と定められた（第23条）。特定の大口出資者の意向が業務に影響を及ぼすことを懸念してのことであった。このほかに、理事が朝鮮総督によって任免されることとされた（第31条）。この改正によって、ふたたび「官製的」性格が強まったといえる。

かつて文定昌は、金融組合を、「庶民銀行にもあらず、協同組合にもあらず、又政府機関でもない、併（しか）しながら、金融組合は此の三者の何れの性格をも併有」（文定昌1942,272）する、と評している。「一人一票」制にもとづいて、組合員が総会で議決権を行使し、組合長や評議員を組合員の中から選任する点では協同組合の原則が踏まえられている。購販事業を実質的に実施せずに信用事業に重点が置かれ、かつ非組合員の少額預金が認められている点では庶民銀行に類似している。そして、組合長の選任が地方長官の認可を要する点、および一時期の都市金融組合等を除いて理事が朝鮮総督によって任免されていた点では、政府機関としての性格を帯びていたとい

える。

先に述べたように、金融組合においては、購買・販売など兼営業務の位置づけが徐々に後退していった。それを補完するものとして、1926年制定の「朝鮮農会令」「朝鮮産業組合令」にもとづいて、農会（郡農会）および産業組合が設立され、農産物の購買・販売事業を行った（朝鮮金融協会1929,480）。農会は協同組合組織ではなかったが、産業組合は、金融組合とともに、植民地朝鮮の「官製協同組合」を代表する存在となった。

「朝鮮産業組合令」では、組合設立の目的として販売・購買・利用の３事業のみが規定されている（第１条）。１口以上の出資が組合員の義務として挙げられているが、金融組合とは異なって、出資口数の制限は設けられていない（以上、第16条）。金融組合の場合、1914年「地方金融組合令」で「一人一票」制が明記されたが、「朝鮮産業組合令」にはそれに相当する規定は見いだせない。ただし、例えば、総会決議に関して、原則として「出席シタル組合員ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス」（第35条）という規定がなされているように、「一人一票」制は、暗黙の前提とされていたといえる。

産業組合の役員としては、組合長、理事および監事が置かれ、それら役員は、総会において組合員の中から選任すると規定されている。ただし、組合長と理事の選任については道知事の認可を受けることが定められている（以上、第24条）。理事も総会で選任される点では、金融組合よりも組合員の意見が役員人事に反映されやすい制度になっているが、行政による認可が不要であった日本国内の「産業組合法」に比べると「官製」的な性格が強いといえる。

ところで、「産業組合定款例」（1926年10月４日政務総監各道知事宛通牒）によると、剰余金の配当は、組合員の払込済出資額に応じてなされるものとされ、その上で、特別配当が、委託販売額、購買物価格、利用料額の合算金額に応じてなされる（第72条）と規定されている（朝鮮金融組合協会1929,689）。これは、あくまで総督府が示した定款例であるが、金融組合だけでなく産業組合においても、協同組合原則とは異なって、出資額に応じた配当が基本とされていたことが分かる。ただし、産業組合では、利用高に応じた配当の原則が、副次的に導入されていた。

以上述べたように、朝鮮総督府の制令にもとづいて設立された「官製協同組合」は、協同組合原則から乖離した運営がなされていた。金利俓論文は、それに対抗して設立・運営された「民間協同組合」の運営実態について、協同組合原則を参照基準としつつ分析がなされている。

最後に、金利俓氏の略歴を紹介する。金利俓氏は、2022年に韓国・成均館大学校一般大学院東アジア学科で博士学位を取得された。現在は、檀国大学校日本研究所にＨＫ研究教授として在職中である。

＜訳者解題参考文献一覧＞

・金應圭2012.「韓国の協同組合基本法制定とその意味」『農林金融』2012年４月号、54～61頁
・車田篤1932.『朝鮮協同組合論』京城：朝鮮金融組合協会.
・朝鮮金融組合協会1929.『朝鮮金融組合史』京城：朝鮮金融組合協会.
・文定昌1942.『朝鮮農村団体史』東京：日本評論社.

Ⅰ．はじめに

1．経済市民性の概念と分化

本研究の目的は、韓国の経済市民性形成の起源を検討することである。この研究が着目する経済市民性概念は、既存の市民権の議論においては別々に論じられる経済と倫理を連結し、さらに消費者のアイデンティティと連動している。経済市民性（economic citizenship）とは、適切な生活の質（decent quality of life）と基本的な経済的自律性（basic economic empowerment）を享受する権利を指す概念である[6]。これは、社会構成員が社会的産出物を生産し、分配過程に寄与することで、階級不平等の最小化、生活賃金の保障、自己実現の機会、安定的職業の保障を受けることを意味する。つまり、社会は、生産と分配に参与する構成員を経済的搾取から保護し、市場内で脆弱な状態に置かれることを防止しなければならないという観点を含意している[7]。

近年、経済市民性は、市民権と結びつける既存のアプローチだけでなく、多様な概念に分化している。その一つは、消費者アイデンティティとの連動である。20世紀初め、インフレーションに対応するために地域の草の根単位で主婦が行った示威により始まったアメリカの中産層消費者と労働者の同盟が代表的である。市民が、賃金と価格を決定する企業（家）の特権に挑戦することで、市場問題をめぐって国家と市民の間にダイナミックな相互作用が発生した。この過程を通じて、労働者もまた消費者アイデンティティを受け入れ、生活賃金（living wage）を主張して、新しい大衆消費者アイデンティティが形成された。その中で経済市民性の概念が分化していった[8]。また、女性の経済的権利とその排除、ジェンダー間の経済及び機会の不平等に関わる政策の系譜を追跡したジェンダー的視点での経済市民性概念も形成された[9]。このほかに、ドイツでは、経済市民性に関連して、市民の徳目、そして倫理的な判断能力と結び付けた経済市民（economic citizen）の概念が強調されている。すなわち、経済が倫理と対立するのではなく、社会（society）と共存するという市民性を強調するものである[10]。

また、繰り返される経済危機と金融市場の不安定性の中で、経済的倫理と市民の経済参与などが強調され、市民経済（economia civile）、社会的経済（social economy）、社会連帯経済（social and solidarity economy）

6　Linda Bosniak, “Citizenship and Work,” *North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation,* Vol. 27, No. 3（2002）, p.501.

7　このような観点には、社会は構成員を経済的に保護し、構成員は社会的生産を通じて自分が属する共同体に寄与しなければならないという相互性の原則が内包されている。Stuart Gordon White, *The Civic Minimum：On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*（USA：Oxford University Press on Demand, 2003）, pp.17～18.

8　Meg Jacobs, *Pocketbook Politics：Economic Citizenship in Twentieth-Century America*（USA：Princeton University Press, 2005）.

9　Alice Kessler-Harris, *In Pursuit of Equity：Women, Men, and the Quest for Economic Citizenship in 20th Century America*（USA：Oxford University Press, 2003）.

10　このような論理は、個人は、公共福祉（public welfare）のなかで経済的、政治的、倫理的な義務を判断できる能力を開発しなければならないことを強調する。Lorch Schank, “Economic Citizenship and Socio-Economic Rationality as Foundations of an Appropriate Economic Education,” *Journal of Social Science Education*, Vol. 14, No. 1（2015）；Peter Ulrich, *Integrative Economic Ethics. Foundations of a Civilized Market Economy*（USA：Cambridge University Press, 2008）；Birgit Weber, “Economic Education in Germany,” *Journal of Social Science Education,* Vol. 2, No 2（2002）.

などの用語が登場した[11]。これらの概念は、多少の違いはあるが、その核心は、既存の経済学が包括していない市民社会と非営利・非政府組織及び第３セクター領域のサービス、事業などを通じた経済的実践と成果を内包し、市民性と経済を結びつけたということである。これらの概念は、経済的行為を通じて民主的な意思決定を実現して少数に利益が偏重しない方法を考案した。すなわち、制度改善のために活用されていた経済市民性概念を拡張して、資本の社会化と分配の公正性を強調している。

市民性と経済を結びつける概念と用語は、産業化以前の時代にまでさかのぼってその起源を求めることができる。この際に言及されるのが多様な結社体（association）である。宗教修道院、祈祷院などから始まり、ギルド同業者組合、友愛組合（friendly societies）、共済組合（mutual aid association）、各種の団体（society）などが主な検討対象である。この過程で経済市民性などの概念の基準となったのは、結社体と事業体が結合した協同組合である。協同組合は170年以上にわたり協同組合原則を維持・発展させてきただけでなく、経済的行為もまた社会の中に内包されていることを可視的に確認できる代表的な組織であるからである[12]。

韓国国内の場合、経済市民性の議論は、中・高等学校の経済教育の改善を強調する過程で言及されている。経済市民性を強調する人たちは、理論中心の断片的な経済教育の限界を指摘し、経済的実践と市民性の涵養を含めることを強調している[13]。彼（女）らは、現在の経済教育が、社会問題を批判的に思考してその過程で問題解決と道徳性形成に影響を与える社会性形成と乖離があると指摘する。しかし、市民性の涵養と経済市民性の連結性に関する具体的な内容は省略されたままで、経済市民性という用語だけが繰り返し強調されている状況にあると思われる。

経済市民性の概念は、消費者、ジェンダーなどを包含しつつ分化しているが、韓国国内では、主に経済教育と教科課程などに議論の場が限定されている。その理由は、韓国国内では、市民性（citizenship）概念が、主に政治闘争を通じて獲得されてきた市民権の議論を中心に行われたからである。経済に関連す

11　Stefano ZamagniとLuigino Bruniは*L'economia Civile*（2015）を通じて、市民経済（economia civile）の概念を提示し、特定部分ではなく、市場経済の総体の中での社会的経済と市民的ヒューマニズムを強調した。ステファノ・ザマニ、ルイジーノ・ブルーニ（チ・ヒョンジュ訳）『21世紀市民経済学の誕生』（ソウル：ブックトドゥム, 2015）参照。社会的経済（social economy）は、フランスで19世紀初めから使用された用語で、単純に社会的企業、協同組合、自活企業などの組織体を分類・区分するものではなく、社会と経済を同等に重要なものとして強調する意味を含んでいる。現在、この概念はやや広範囲に使用されており、国ごとに整理も多様に行われている。社会連帯経済（social and solidarity economy）は、社会的経済と連帯経済の概念を統合する過程で作られ、主にヨーロッパで使用されている。ジャック・ドゥフルニ、マルト・ニッセン、ナディン・リシェ＝ヴァテスティ、リオネル・プルートー、ローラン・ガルダン、ジャン＝ルイ・ラヴィル（キム・シニャン、オム・ヒョンシク（訳））『社会連帯経済』（ソウル：チャッカンチェクカゲ，2021）参照。

12　とくに、1844年イギリスのロッチデール公正先駆者組合（Rochdale Society of Equitable Pioneer）の成功とこの組織の基盤であるロッチデール原則（Rochdale Principles）は、社会と経済が結びつけられた概念の基準として提示されている。そのうち、核心的なのは、①開放された組合員制度（open membership）②民主的管理（１人１票）（democratic control）③利用に応じた剰余金配当（distribution of surplus in proportion to trade）④資本に対する制限された利子（payment of limited interest on capital）であり、この原則は、今日に至るまで協同組合７原則の中で核心的な内容として強調されてきている。

13　キム・ギョンモ「経済学の構造、経済的社会化、経済的市民性」『市民教育研究』第26巻（1998）；パク・ドヨン、パク・ジュヨン「経済教育目標としての“経済的市民性”」『社会科学校教育研究』第15巻（2013）；チェ・ビョンモ、パク・ヒョンジュン、チョ・ビョンチョル「世界化・知識基盤社会に適合した経済市民性教育の方向模索：多重的・多次元的経済市民性の観点から」『社会科教育』第43巻第３号（2004）などを参照。

る議論は、ほとんどマクロな次元での不平等と国家福祉の次元でなされており、個人、コミュニティー、地域組織単位の相互性や経済的連帯は行政を補完する水準において言及されるにとどまっている。すなわち、韓国国内では経済市民性に関連する概念と議論がまだ十分に行われていないように思われる。

それだけでなく、経済市民性の概念も韓国的な文脈を検討して適用するというよりは、移植されるかたちで導入されている。イギリス、ドイツ、イタリア、フランス、日本などでは、経済市民性に関連する概念を自分たちの歴史的文脈を把握して連結する作業を行ってきた。一方、韓国では系譜の検討作業がやや不十分な状態である。ドゥレ、契（ケ）[14]などの様々な結社体に関する探求は分節的に行われるにとどまっており、一部ではこれらが理想化されることもある。最近、『韓国協同組合運動100年史』が編集、出版されて、そうした文脈を把握するのに役立っているが[15]、市民性と経済を結びつける歴史的な検討はまだ十分でない状態である。

2．研究目的と研究方法

1）研究目的

本研究では、日帝強占期に実践された民間協同組合運動の分析を通じて、韓国の経済市民性の端緒に関する検討を行う。協同組合運動を研究対象として選定した理由は３つある。第一に、当時の協同組合は、経済市民性の構成要素である生活の質の向上および基本的な経済的権限を獲得するための基礎組織として機能したからである。農民、労働者、主婦、学生など普通の人々は、植民地支配下で外国人商人による価格決定権を受動的に受け入れるよりも、経済的に連帯してそれを能動的に転換しようとした。彼（女）らは、日常用品の価格を当事者自身で決定し、剰余を共同で使用する方法で日常生活を回復しようとした。第二に、農民、労働者、主婦、学生などは、それぞれが各々のアイデンティティで自分自身を認識することを超えて、みずからを消費者として認識して消費者の権利を主張し始めた。第三に、彼（女）らは植民地支配当局の協同組合政策を批判して、自治的で民主的な協同組合の運営方法を試行錯誤しつつ試みた。

民間で設立された協同組合は、ほとんどが、経済的な問題を共同で解決するという目的を持っていた。マウル［訳者注：村落の意］から市場［訳者注：ここでは、定期市など具体的な商品取引の場所を指す］までが遠く離れていた地域では、個別に市場を訪問したり利用したりすることは皆にとって損失であることを認知していた。その代案として、資金を集めて共同購入、共同販売する協同組合を設置することが、自分たちにとって経済的に有利であると判断した[16]。また、労働者たちは月給の一部を貯金して、工場内に日常用品を低廉に購入できる店舗を

14 ［訳者注］ドゥレは、農作業などのための共同労働組織。契は公共事業、共同労働、相互金融あるいは親睦・娯楽などのために地域や親族などを単位としてつくられる相互扶助組織。
15 韓国協同組合運動100年史編纂委員会『韓国協同組合運動100年史』Ⅰ、Ⅱ（高陽：カウレアッチム，2019）；キム・ヒョンミ「韓国生活協同組合運動の起源－植民地時代の生活協同組合運動－を求めて」（財）アイコープ協同組合研究所『韓国生活協同組合運動の起源と展開』（ソウル：プルンナム，2012）。
16 「慶北唯一の農村として理想村化した平恩」『朝鮮日報』1925年11月24日付。

協同組合の形態で設立した[17]。彼（女）らは、日本人、中国人商人に掌握された商圏で日常用品を購入することは経済的に不利であるだけでなく、商人側の勝手な価格政策に受動的に対応するしかないことを認識したからである。

このような問題を解決するために、1920年から1930年代半ばまで、少なくとも500以上の民間協同組合が設立された。朝鮮総督府が制定した金融組合や産業組合などの協同組合に関連する制令があったにもかかわらず、民間ではこれを批判して、制令の外部において任意組合の形態で協同組合を設立した。彼（女）らは、なぜ、産業組合ではなく、任意組合のかたちで協同組合を設立したのであろうか。このような韓国の協同組合運動の形成と展開過程を検討し、普通の人々の経済的協力が連帯性と民主性につながってゆく軌跡に焦点を当てたい[18]。協同組合の設立数が増加した時期は、協同組合という用語が定立しただけでなく、協同組合原則が適用されて拡散される時期でもあったことから、この分析を通じて、経済市民性形成の初期過程を探ることができるであろう。

2）先行研究と研究方法

日帝下の協同組合に関する研究は、主に、朝鮮総督府によって推進された金融組合に集中しており[19]、民間協同組合に関する研究では、天道教[20]、YMCA[21]、協同組合運動社[22]な

17　代表的な事例が元山消費組合である。元山消費組合は、1922年に元山労働会労働者が中心となって設立され、労働者のための消費機関として運営された。また、剰余金と貯蔵穀物を活用して、1928年元山総罷業が持続できるように支援をした［訳者注：元山総罷業は、1929年に咸鏡南道元山で起こったゼネラル・ストライキ。1928年９月に元山郊外のイギリス資本（ライジング・サン石油）の製油所で日本人監督が朝鮮人労働者を不当に扱ったのに対して、1929年１月に、元山労働組合連合会がゼネストを宣言した。ゼネストは地域ぐるみの闘争となったが、植民地当局の弾圧と指導者の検挙、闘争資金の枯渇により、同年４月、敗北に終わっている。韓国精神文化研究院（現・韓国学中央研究院）『韓国民族文化大百科事典』（デジタル版）での記述を参照した］。

18　初期の韓国協同組合運動の展開過程については、筆者の博士学位論文を圧縮的に要約して収録した。キム・イギョン「日帝下の韓国協同組合運動の形成と展開：概念・主体・連帯を中心に」成均館大学博士学位論文（2022a）。

19　キム・ミンチョル「1930～40年代朝鮮総督府の村落支配機構研究」『歴史問題研究』第20号（2008）；ムン・ヨンジュ「朝鮮総督府の西欧協同組合模倣と植民地的変容」『韓国史学報』第32号（2008）；イ・ギョンラン『日帝下金融組合研究』（ソウル：ヘアン，2002）；イ・ドゴン「日帝下朝鮮金融組合の設立と性格」『韓国独立運動研究』第６輯（1992）；チェ・ジェソン『植民地朝鮮の社会経済と金融組合』（坡州：景仁文化社，2006）。

20　［訳者注］東学を継承して、1905年に宣布された宗教。朝鮮時代末期に起こった民衆宗教である東学は、1894年甲午農民戦争において農民軍の思想的・組織的な基盤となった。日本軍の侵攻によって農民軍が敗北した後、東学は弾圧を受けた。1905年、東学の第３代教主・孫秉熙が、天道教を宣布した。その後、天道教青年党を組織するとともに、1925年には農民啓発団体として朝鮮農民社を設立している。朝鮮農民社は、1931年に、その斡旋部の事業を独立させて朝鮮農民共生組合を設立した。朝鮮農民社は、1932年に開始された朝鮮総督府の農村振興運動（後述の注71を参照）の影響を受けて衰退し、1936年に株式会社形態への転換を試みるが、経営に失敗した。農民共生組合も解体された。出典は、注17［訳者注］と同じ。

21　［訳者注］19世紀末以降、朝鮮（韓国）の独立維持を目指す青年知識人の間で、キリスト教への関心が高まった。アメリカ人宣教師は、1903年に漢城に皇城基督教青年会を設立した。韓国併合後、1914年には、朝鮮内の基督教青年組織および在日本東京朝鮮基督教青年会（1906年設立）が糾合されて、朝鮮基督教青年会全国連合会が結成された。1920年に同会総務に就任した申興雨は農村改造運動にも取り組み、1925年には農村部を設置した。農村部は、協同組合運動を展開した。1932年、申興雨の総務辞任とともに農村部が廃止され、協同組合運動も委縮した。以上、出典は、注17［訳者注］と同じ。

22　［訳者注］早稲田大学に留学していた銭鎮漢を中心として、1926年に東京で設立された協同組合運動団体。関東大震災の後、東京在住の朝鮮人留学生が、研究・人的交流のためにハンピッ（한빛：「明るい光」の意）という団体を立ち上げた。そのうち、協同組合研究のために集まった100名余りによって協同組合運動社が結成された。1928年に銭鎮漢が朝鮮に戻るとともに、協同組合運動社は本部を「京城」に移した。しかし、銭鎮漢ら幹部が、共産主義運動に関わったなどの理由で検挙・拘束され、1930年代初め以降、協同組合運動社の活動は停止状態となった。出典は、注17［訳者注］と同じ。チョ・ヒョンヨル（2009）およびチョ・ヒョンヨル（2019）も参照した（両論文の書誌情報は、後掲注23に掲載）。

どの組織史が中心となっている[23]。協同組合に関連する研究は、官製協同組合まで含めると量的には不足していない。金融組合に関連した内容は、一次史料を通じて多くの部分が具体的に検討されているからである。しかし、「協同組合運動」に関連した研究はまだ十分ではない状態である。金融組合とは異なり、民間協同組合の場合、関連する史料がほとんど残っておらず、分析の素材となる史料が新聞・雑誌記事などに限られているからである。そのため、協同組合が内包している社会性の要素を十分に検討できていない側面がある。

朝鮮農村団体史を扱った文定昌（1961）の研究以降、前述の３つの組織が民間協同組合研究の主要対象となった。また、ほとんどの研究は、『東亜日報』創刊12周年記念事業として行った「全朝鮮協同組合調査」（1932）を基礎資料として活用している。キム・ヒョンスク（1987）の研究は、『東亜日報』調査資料をベースに言論メディア資料を検討し、当時の協同組合データを整理した。その後、オ・ミイル（2008）は、キム・ヒョンスクの研究で十分に検討されていなかった日本の協同組合関連法とその内容を補完した。また、チョ・ヒョンヨル（2009）によって、協同組合運動社の基礎となった組織（ハンピッ）と構成員の詳細な研究が行われた。しかし、主要な３組織の史的叙述という枠を超えられなかった側面がある。一方、イ・ギョンラン（2013）、イ・ギョンラン（2014）、キム・ヒョンミ（2012）は、従来の視点とは異なって、共有と共生、そして連帯性を中心として協同組合の歴史を再構成しており、これらの研究は、民族主義の言説を超えた解釈の可能性を提示してくれている[24]。さらに、チョン・ヘギョン（2001）など在日朝鮮人消費組合の研究は、朝鮮半島に限定されていた協同組合研究の対象を空間的に拡張した[25]。

本研究は、先行研究にもとづいて論点を導き出し、先行研究において十分に検討されていない部分を明らかにしようとするものであ

23　チョ・ヒョンヨル「協同組合運動社の組織過程と主導層の現実認識（1926～1928）」『韓国史学報』第34号（2009）；チョ・ヒョンヨル「日帝下協同組合運動社の協同組合運動」『東方学志』第186輯（2019）；チャン・ギュシク「1920～30年代YMCA農村事業の展開とその性格」『韓国基督教と歴史』第４巻第４号（1995）；ハン・ギュム『日帝下韓国基督教農村運動』（ソウル：韓国基督教歴史研究所，1997）；Albert L. Park, “Reclaiming the Rural：Modern Cooperative Living in Colonial Korea, 1925－37,” *Journal of Korean Studies*, Vol.19, No. 1（2014）；キム・クォンジョン「1920～30年代韓国基督教の農村協同組合運動」『崇実史学』第21号（2008）。

24　以上、文定昌『韓国農村団体史』（ソウル：一潮閣, 1961）（初版［訳者注：初版のタイトルは『朝鮮農村団体史』日本評論社］1942）；キム・ヒョンスク「日帝下民間協同組合運動に関する研究」『社会と歴史』第９輯（1987）；オ・ミイル『経済運動』（天安：韓国独立運動史編纂委員会，2008）；イ・ギョンラン「韓国近現代協同組合運動の歴史と生活協同組合」『歴史批評』第102号（2013）；イ・ギョンラン「韓国近現代史における共生的視点の導入と協同組合運動史」『史学研究』第116号（2014）；キム・ヒョンミ（2012）。

25　在日朝鮮人は、1920年代後半から生活に必要な食料、住居、医療、教育などの課題を、消費者協同組合を中心に据えて解決しようとした。関連基礎情報は、最近発行された『在日朝鮮人団体事典1895～1945』（2022）で把握することができる。地域に焦点を当てた研究は、在日朝鮮人が最も多く居住していた大阪を中心に行われている。堀内稔（1980）と外村大（1990）は関西地方の阪神消費組合などの資料を発掘して個別事例研究を行った。チョン・ヘギョン（2001）は、大阪地域の協同組合運動を具体的に取り上げて、1920年代後半に朝鮮人運動団体が解散される過程において、協同組合が運動の方向性を模索する上で重要な役割を果たしたことを強調している。このほかに、キム・インドク（2013）とキム・インドク（2019）は、在日朝鮮人の定住と食文化を研究する過程で、大阪消費組合、自主的な医療診療所の設立などを取り上げている。在日朝鮮人団体事典韓日共同編集委員『在日朝鮮人団体事典1895～1945』（ソウル：民族問題研究所、2022）；チョン・ヘギョン「1930年代初期大阪地域協同組合と朝鮮人運動」『韓日民族問題研究』第１巻第１号（2001）；堀内稔「阪神消費組合について」『在日朝鮮人史研究』第７号（1980）；キム・インドク「日帝強占期大阪朝鮮村の食文化」『東方学志』第163輯（2013）；キム・インドク「空間移動と在日コリアンの定住と健康：＜大阪と半島人＞と＜民衆時報＞を通した大阪［鶴橋］の1930年代を中心に」『人文科学』第73号（2019）。

る。そのために、本研究では、1919年３・１独立運動直後から設立され始めた消費組合だけではなく、その以前にまで分析対象時期を拡大した。また、空間的にも拡大して、日本の「産業組合法」制定前後にどのような政策と資料を活用したのかを明らかにしたのち、韓国への流入過程を検討した。先行研究のように1920年を開始時期としていないのは、日本の政策と協同組合理解程度が韓国の民間協同組合運動に影響を与えたと判断したからである。このため、『東亜日報』の1932年調査以外に、当時報道されたメディア資料を通じて確認できる民間協同組合、とくに消費者協同組合（当時の用語では消費組合）のデータを全体的に収集し、おおよその全体像を検討した。また、連帯性と民主性の初期形成過程を観察することができる1920年代と1930年代の代表的な２つの地域事例を分析した[26]。

Ⅱ．協同組合原則の理解と拡散

１．経済的自律性と民主性の確保の試み

日本は、産業振興と農村の生産力向上及び貧困問題の緩和などの社会問題を解決するための政策の一環として、1900年に「産業組合法」を制定した[27]。国家政策として協同組合を導入したために、「産業組合法」をめぐる論争が20世紀初めまで続いた。とくに、ヨーロッパを直接訪問して協同組合の運営方式を研究した研究者たちは、協同組合の自律性と自治性を強調して、日本の産業組合の役割と性格について継続的に問題提起をした。上田貞次郎、緒方清などは、組合員の相互性にもとづく共同運営という協同組合の基本原則が制度化の過程で抜け落ちたと批判した。賀川豊彦は、キリスト教的な兄弟愛（brotherhood）の発展が理想的な経済社会発展の基本であることを強調して協同組合運動に参与し[28]、産業組合が倫理運動に対する自覚と協同組合精神を欠いていることを批判した[29]。彼らは、国家統制と生産性向上のための手段として協同組合が活用されてゆく過程を問題視したのである。

日本国内では、協同組合を理解し導入する過程で、政府と知識人・一般大衆が見解の違いを見せた。日本政府は、協同組合を、貧困の解決と生産性の向上を通じて、労働者の連帯と社会主義の拡散を防止または緩和できる組織として活用しようとした。一方、知識人

26　民間協同組合の事例は多様であるが、分量の制限により、２つの事例（咸昌協同組合と定平郡の消費組合）を要約して記述した。咸昌協同組合は、1926年に東京で創立された協同組合運動社が、協同組合を設立した最初の試みであると同時に、成功した事例でもある。また、韓国でほぼ初めて協同組合という用語を使用し、協同組合原則を定款に記載して実践した組合である。定平郡の消費組合は1929年から郡内各地に設立され、農民運動組織と住民の積極的な参与によって成長し、不況下でも無理なく経営を続けた。これらの事例を通じて、1920年代と1930年代の協同組合概念理解の拡散と地域住民との連帯を探ることができるであろう。また、民間協同組合資料に限界がある中で、組合定款、経営実績、活動内容などを比較的に具体的に把握できるため、事例として選定した。

27　日本は、ドイツの「産業及び経済協同組合に関する法律」［訳者注：1889年にドイツ帝国法として制定］をモデルとして法律を制定したが、その過程で、［訳者注：産業及び経済］協同組合を産業組合と縮約して翻訳した。産業組合という名称からわかるように、主な目的は、農村の生産性向上を促進して産業を振興させることであった。

28　賀川豊彦のほかに青柿善一郎や那須善治が、利益共楽、人格経済、資本協同、非搾取、権力分散、超政党、教育中心を強調して協同組合を運営した。賀川豊彦（ホン・スンミョン訳）『友愛の経済学』（洪城：クムルコ、2009）［訳者注：原著は、Toyohiko Kagawa, *Brotherhood Economics*（UK, Matthew Gray, 1936）］；賀川督明（ホン・ミンギ訳）「賀川豊彦と協同組合」『基督教思想』第655号（2013），73～92頁；ロバート・シルゼン（ソ・ジョンミン、ホン・イピョ訳）『賀川豊彦評伝』（ソウル：シンアンクァチソンサ，2018）［訳者注：原著は、Robert Schildgen, *Toyohiko Kagawa：Apostle of Love and Social Justice*（USA, Centenary Books, 1988）］。

29　賀川豊彦『産業組合の本質とその進路』（東京：協同組合新聞社，1940）。

と一般大衆は、自助を基盤に物価問題に対応し、消費問題に自治的に対応できる組織として協同組合を認知した。

日本では、産業組合の性格をめぐる議論が続いた。しかし、産業組合が韓国に導入される過程で、国家政策を通じた生産力向上という日本式産業組合の論理が適用された。具体的な例が、自治性、自律性、民主性が排除された金融組合と産業組合である。韓国では1908年に産業組合という用語が紹介されているが[30]、韓国人が初期に接した協同組合の内容は、日本の「産業組合法」を縮約・翻訳したものであった[31]。日本において国家主導で産業を振興するために選択的に取り入れた協同組合の概念のなかでも、一部の内容だけが韓国国内に導入された。そのため、ほぼすべての事業分野に協同組合を適用することができるにもかかわらず、信用、販売、購買、生産に事業範囲が限定されるなど、初期においては限られた情報だけが流入した。また、協同組合と株式会社の区別ができなかったり、その違いを正確に認識できなかったりしたまま、消費組合を設立することもあった。

朝鮮総督府は、1914年「地方金融組合令」を通じて、ドイツのライファイゼン式信用組合[32]を模倣した金融組合を運営すると発表した。しかし、金融組合は、総督府の行政力が及ばない農村地域を包摂するために実施された側面が大きかった[33]。「地方金融組合令」は、官による統治と民の協力という半官半民型の性格を同時に内包していた。金融組合は朝鮮総督府による活用と統治の下で、協同組合が包含しなければならない組合員中心の自律性、自治性、民主性などの要素が脱落されたまま推進された[34]。日本国内では、産業組合が、自律に基づく協同組合方式ではなく国家中心のトップダウン方式で運営されているという批判がなされたが、金融組合は、「産業組合法」が内包する他律性とトップダウン式という性格をさらに強化、拡大して適用されたものであった。

金融組合の官製的性格を挙げると、以下の通りである。第一、朝鮮総督府が役員の任免権を持っており、組合員の自治を制限して業

30　耕世生「民業振興の私見」『西北学会月報』第５号（1908年10月１日）、34頁。

31　在日留学生学友会が発行した『学之光』［訳者注：朝鮮語雑誌］を通じて、1910年代から、産業振興に関連した議論の中で産業組合、信用組合、生産組合、購買販売組合などの概念が紹介された。1910年代の在日留学生の経済観念に関する議論は、次の記事や論文を参照することができる。務実生「企業論」『学之光』第３号（1914）、28 ～ 29頁；金鎩洙「勞働者について」『学之光』第10号（1916）、13 ～ 15頁；崔瑗浩「朝鮮人の生活と産業組合の必要性」『学之光』第12号（1917）、26 ～ 27頁；チョン・ヘギョン「1910年代在日留学生の経済問題認識：『学之光』を中心に」『清渓史学会』第13巻（1997）、559 ～ 584頁。

32　［訳者注］ライファイゼン（Raiffeisen, Friedrich Wilhelm 1818－88）は行政官の実践を通じて、農民の自助に基づく農村信用組合の組織化に尽力し、ドイツの「農村協同組合の父」と呼ばれた。ライファイゼン式信用組合の特徴は①無出資設立方式、②無限責任制、③組合員の職業・地域の限定、④貯金の重視、⑤兼営主義、⑥組合員権利の譲渡禁止、⑦役員の無窮制、⑧配当の否認、⑨組合員教育の重視など。キリスト教的隣人愛や地域の人間関係を重視したものである。協同組合事典編集委員会編『新版協同組合事典』家の光協会（1986）、47 ～ 48頁。

33　金融組合は、韓国統監府が「地方金融組合規則」を1907年に制定した後に郡単位で組織され始め、1914年以降は、朝鮮総督府の「地方金融組合令」にもとづいて設立されていった。金融組合は、評議員を通じて面［訳者注：日本の町村に相当］単位の担当区域を指定し、里・洞［訳者注：日本の村落・町会に相当］単位に複数の種類の契（貯蓄契、農契、副業契、大豆耕作契など）や模範部落を設置して運営するものとされた。金融組合の下部組織を隙間なく作って、販売と収益、貯蓄を金融組合に連結させる方式を採用することで農村の資金の流れを支配した。イ・ギョンラン「日帝下金融組合の農村浸透と産業組合」『歴史と実学』第19・20輯（2001）。

34　金融組合には、官治組織と相互組織の性格が混在しているが、協同組合と類似した側面は弱く、協同組合の自律性と相互性が否定された構造によって構成されていた。この点については、ムン・ヨンジュ（2008）を参照。

務代行者が主人となる構造を強制した。第二に、組合業務の自律性が制限された。朝鮮総督府の命令によって金融組合の業務が調整され、詳細な事項も決定された。第三に、資本の活用法と保管先が朝鮮総督府によって規定された。第四に、組合員の経済的連帯ではなく、朝鮮総督府の支援金［訳者注：下付基本金］に依存して運営された。第五に、組合員総会を弱体化させるために総代会を議決機関として設置した。

朝鮮総督府が実施したもう一つの協同組合政策が「朝鮮産業組合令」であった。韓国人は1920年代初めから金融組合の限界を指摘し、産業組合と関連する法律の必要性を持続的に強調した。多くの産業組合において経済と道徳が結合されていると理解し、これを肯定的に評価したためである[35]。「朝鮮産業組合令」が施行される以前に、韓国の知識人は日本の産業組合を肯定的に評価し、国内にもこのような組織が必要であると繰り返し言及した。このため、産業組合令が施行される３年前に当たる1923年には、朝鮮総督府による産業組合令発布に期待を寄せていた。

1926年１月、「朝鮮産業組合令」（制令第２号）が公布され、金融以外の事業が可能になり、社団法人として法人化することも可能になった。しかし、産業組合関連法を期待した人たちは、この制令を適用することを回避した。民間では、「朝鮮産業組合令」による社団法人によって組織運営を行わず、任意組織の形態で協同組合を設立したのである。

「朝鮮産業組合令」では、金融組合の運営方式と比較すると、相対的に自律性が付与されているように見える。産業組合は、施行当初から総会を通じて組合員の中から役員を選出することができた。産業組合連合会の理事長、理事、監事などの役員も総会で選出可能であった。組合員による役員選出と総会中心的な意思決定方式は、協同組合の自律性［訳者注：の原則］に依拠したものと思われる。金融組合と比較すると、日本人役員の任命の強制性も相対的に弱かった。これは、朝鮮総督府の財政的支援とも連動するもので、支援金［訳者注：下付基本金］の規模によって干渉の度合いが決まることを意味した。

「朝鮮産業組合令」は日本の「産業組合法」と同じ用語を使用しているが、その内容は多くの部分が異なっていた。まず、協同組合原則とは距離があった。許可と業務の取締、監督権が朝鮮総督に付与されていたのはもちろん、資産管理主体も組合員ではなく朝鮮総督府にあった。咸尚勲（協同組合運動社中央常務執行委員）は、産業組合が「非自主的欠陥」を持っていることを指摘した。彼は「朝鮮産業組合令」について、「株式会社の精神をそのまま残した。…産業組合による購買組合は、組合の根本精神を欠いており、完全な協同組合」ではないと批判した。また彼は、目指すべき協同組合は「自主的で、平等主義であり、組合員本位のものである。つまり、１人１口主義、やむを得ず１人が複数口を持っているときは１人１票主義、利用高による利益の分配、現金主義でなければならない」[36]と述べて、協同組合原則を強調した。

35　徐相日「朝鮮青年会の理想と事業」『新民公論』1921年６月号、17～18頁；韓重銓「産業組合経営の基礎観念を論ずる」『開闢』第33号、1923年３月１日。
36　咸尚勲「協同組合運動に対して」『別乾坤』第31号、1930年８月１日、30頁。

民間では、協同組合は、組合員を中心として、自主、平等に重点をおいて経営されるべきであり、また、資本ではなく人間を中心において１人１票を原則とすべきであることが、すでに把握されていた。また、少数の資本家によって組合運営が左右されないように一人が出資できる口数を制限し、また、出資金に応じた配当ではなく利用高に応じた配当を行うなど、ロッチデール原則に基づいて実行されなければならないことが主張されていたのである。

（図１）1920～1930年代の協同組合と産業組合の設立様相の比較[38]

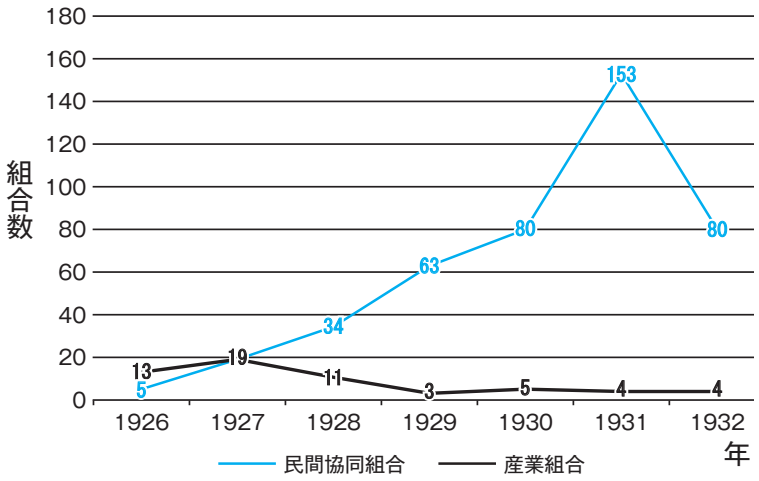

1920年代半ば以降、日本への留学やデンマークなどヨーロッパの訪問によって、協同組合に関する論争を直接的・間接的に経験したり、自主的協同組合モデルに直接触れたりした人たちが協同組合設立に参与することによって、言説に変化が起こった。彼（女）らの経験と知識から見ると、「朝鮮産業組合令」には協同組合として避けるべき要素が含まれていた。そのため、1926年に「朝鮮産業組合令」が施行されたにもかかわらず、産業組合は、彼（女）らの批判の対象となり、活用度も低かった。**図１**は、「朝鮮産業組合令」が施行された1926年から1930年代初めまでの間での、２つの組織形態を比較したグラフである。設立日基準で組合数を比較すると、民間協同組合は1927年から1930年まで145組合が設立されたが、産業組合は38組合にとどまっている[37]。民間では、「朝鮮産業組合令」にもとづいて社団法人形態で協同組合を設立することができた。しかし、協同組合の構成員は、朝鮮総督府の法域内では自律的に協同組合を運営することができないと判断し、これを活用しなかったのである。

韓国人たちは組合員加入、役員構成および組合資金に関して自律性が排除された組合は、協同組合という名称を持つだけで、その役割を果たすことができない点を認知していたのである。結局、民間協同組合のリーダーたちは、朝鮮総督府の制令を回避する戦略をとったとみられる。制令の外部で、任意組織の形態で設立された協同組合は、1926年から毎年増加し、1930年代半ばまで最低500組合以上に達している。協同組合に参与した人員数は、資料不足により正確な規模を把握することは困難であるが、天道教の農民共生組合まで含めると最低14万人と推定される[39]。

協同組合が韓国国内に流入した草創期であったため、ロッチデール原則を基準にした協

37　車田篤『朝鮮協同組合論』（京城：朝鮮金融組合協会，1932）、386頁。
38　『東亜日報』、『朝鮮日報』、『中外日報』、朝鮮金融組合連合会『朝鮮金融組合連合会十年史』（京城:朝鮮金融組合連合会，1944）、およびキム・イギョン（2022a）、89頁を参照した。
39　［訳者注］以上の数値は、キム・イギョン（2022a）、77～81，265～283頁、および「朝鮮農民社略歴」『農民』第４巻第10号、（1933年10月）、27頁。この出典情報は、筆者からのご教示による。

同組合［訳者注：の理念］が拡散することと実践の有無は比例しなかったかもしれない。協同組合を推進した団体の目的によって、組合員の情報量によって、また性向によっても、協同組合を理解する程度が異なっていた。しかし、彼（女）らの共通点は、「朝鮮産業組合令」による法人化でなく、制令の外部において協同組合を設立し、朝鮮総督府による組合ではなく、組合員中心の協同組合運営を試みたという点である。

２．多様な協同組合モデルの受容と韓国式適用

韓国の協同組合運動は、協同組合原則を重視する日本の知識人の言説と実践事例、そしてデンマークとイギリスの協同組合モデルに影響を受けた。1920年代半ば以降、日本に留学したりヨーロッパを視察したりした人たちが登場した。彼（女）らは、国家レベルでの生産性に重点を置く日本の産業協同組合論をめぐる批判的言説と論争、および組合員を中心に運営された民間協同組合を直接・間接的に経験した。彼（女）らは日本の産業組合の枠組みで協同組合を理解したのではなく、欧州の様々な事例を通じて協同組合の歴史と運営方法を把握した。協同組合運動社とキリスト教系列の協同組合に参与していた彼（女）らは、全国を巡回して協同組合という用語と原理を易しく説明するための講演を開催した。また、官製協同組合を批判すると同時に、イギリスのロッチデール組合とデンマークの協同組合モデルなどを韓国に適用しようとした。

協同組合運動社は、イギリスのモデルを強調した。1920年『東亜日報』の「消費組とは何ぞや」という連載記事の後、ロッチデール組合が再び強調されたのは1927年11月である。この頃、申彦俊が『東亜日報』に「協作運動を提唱」という記事を連載し、また、協同組合運動社で作成した小冊子『協同組合運動の実際』が東京で発刊されて韓国内で配布された。協同組合運動社の構成員のほとんどは、1920年代半ば以前に日本に渡り、東京留学生活中に協同組合に接した。彼（女）らは、日本で、ヨーロッパの社会主義の概念に接しただけでなく、産業組合論争に参与した安部磯雄や賀川豊彦などの知識人の講義や彼らが設立を主導した東京学生消費組合などに直接的・間接的に接したものと推測される[40]。

日本では、産業組合をめぐる論争と民間購買組合の設立が1920年から本格化するが、これは協同組合運動社の構成員が日本に留学した時期と重なる。協同組合運動社の構成員は、このような状況下で、協同組合を断片的に理解することを超えて、産業組合が多層的な性格を持つことを認知したであろう。とくに、早稲田大学に東京学生消費組合の支部が設置され、また、早稲田大学の近所に家庭購買組合[41]の店舗が設置されていたことに注目

40　安部磯雄は、同志社大学に勤務していた1898年に、ロッチデール組合をモデルにした学生消費組合を設立した。学生消費組合は、近隣の商店の暴利を批判し、学生に低廉な学用品を供給する活動の一環として、教職員と学生が力を結集して設立・運営された。また、1926年には、学生700人余りと賀川豊彦とともに東京学生消費組合を設立し、早稲田大学に最初の支部を設置した。彼は、社会問題を解決するための準備段階として協同組合を認識し、階級闘争とは異なる独自性を帯びた運動と見なした。小嶋翔「戦前期消費組合運動における理念と実際運営：平塚らいてう「消費組合我等の家」に注目して」『日本経済思想史研究』第16號（2016）。

41　［訳者注］東京帝国大学学生基督教青年会を母体に、日本女子大卒業生団体・桜楓会との共同事業として1919年に発足した消費組合。吉野作蔵が初代理事長を務めた。小嶋翔「戦前最大の生協、家庭購買組合」『生活協同組合研究』第574巻（2023）、32頁、を参照。なお、早稲田大学のすぐ近くにも家庭購買組合店舗が設置されていた（キム・イギョン2022a,112頁、を参照）。］

する必要がある[42]。

デンマークのモデルを強調したグループはキリスト教系列であった。韓国国内では、韓国とデンマークの歴史的、地理的、産業的な同質性を強調し、デンマーク・モデルを積極的に受容する姿を見せた。知識人たちは、デンマークが韓国より国土が小さく、戦争を経験して廃墟となったものの農村を中心に成功裏に再建したという背景に注目した。デンマークの成功要因とされた、協同組合とそれを通じた農村復興という結びつきは、さらに関心を引く部分であった[43]。

1926年、方台栄がヨーロッパを視察したのに続いて、キリスト教の指導者である申興雨、洪秉璇などが相次いでデンマークを訪問して、「デンマーク式朝鮮」作りが試みられた。YMCAでは、ヨーロッパと北米を視察した申興雨と洪秉璇が中心となって全国の農村を訪問し、土地問題、小作権、種子改良と関連した教育を行った。すでにYMCAは、1926年９月から1929年５月までに188の村落を組織して、170の村落では農村事業を実施していた。これらの村落のなかで、49の協同組合が設立され、農民修養所を経た生徒も4,856人に達した。1928年からは消費・信用組合を設立し始めたが、他の団体とは異なり、信用組合を重視したのが特徴である[44]。

YMCA連合会では、1932年12月、ソウル新村地域に「丁抹（デンマーク）国民高校式農民修養所」を開設し、協同組合の拡散を図った。ここでは、デンマークの成人教育機関であるフォルケホイスコーレ（Folkehøjskole）のように、青年農村指導者を養成して彼（女）らが自分の地域に戻って農村事業を主導することを目指した。ただし、YMCAは、デンマークを直接視察したにもかかわらず、デンマークで強調されていたキリスト教精神と自国語、自国の歴史などを教育に適用することはしなかった。農民修養所は、農村の状況を改善する技術獲得に焦点を当てていたためである。

一方、平安北道定州郡五山学校［訳者注：1907年に開校された私立中等教育機関。民族主義教育の拠点となった。］の設立者であった李昇薫の孫である李賛甲は、デンマーク・モデルでの自主経済と自国語、自国の歴史などに注目した。彼は、デンマーク・モデルのなかにある協同組合を通じて自主経済を確立する方法を活用しようとした。デンマーク民族の自立精神を強調した牧師グルントヴィ（Nikolaj Frederik Severin Grundtvig）に共感し、「くにの言葉と歴史」が重要であることを龍洞（ヨンドン）マウル［訳者注：五山学校の所在地］の人々に訴えた。李賛甲は、賀川豊彦らを中心にデンマーク・モデルを取り入れて運営されていた日本農村福音学校と消費組合を訪問した後、マウル内に消費組合（1929）と五山養鶏組合（1931）を設立した。当時、龍洞マウルは、消費組合と協同生産、協同消費が有

42　協同組合運動社の構成員の多くは早稲田大学に在籍していた。早稲田大学政治経済学教員は、労働問題や労働組合、ヨーロッパの社会主義運動に多くの関心を持っていた。さらに、早稲田大学には東京学生消費者組合が初めて設置された。

43　梁柱三「農民楽園の丁抹国」『新生』第３巻第７号（通巻第22号、1930年７・８月号）、12～13頁；「協作運動を提唱（十）」『東亜日報』1927年12月17日付；「宣川に模範農村」『東亜日報』1929年３月16日付；「丁抹式農村建設畜産組合創立」『東亜日報』1931年３月４日付；梁柱三「幸福な丁抹の農民」『衆明』第１巻第３号（1933年８月号）、112～114頁。

44　李基台「丁抹の農業（九）」『青年』第６巻第３号（1926年３月号）；申興雨「丁抹の協同組合」『青年』第８巻第９号（1928年12月号）［訳者注：筆者のご教示により、出典情報を一部修正した］。

機的につながった「自治的な模範村」の事例として知られていた[45]。

このように、協同組合運動の主体たちは、1920年代半ば以降、日本留学や欧州視察などを通じて協同組合の理解を深めた。日本の「産業組合法」に限定して協同組合を理解することを超えて、日本の産業組合をめぐる論争と民主的な運営を重視する協同組合に関連する内容を直接的・間接的に経験した。また、ヨーロッパを直接訪問した経験を通じて、韓国の協同組合を多様に変容させていった。このような背景をもとに、1930年前後から協同組合の設立主体も多様化する様相を見せた。

3．見慣れなさと親密さの連動

ヨーロッパと日本を経由して流入した協同組合の概念は、韓国文化と結合して変容することもあった。韓国人は、外国から流入した協同組合を見慣れないものとは思っていなかったと考えられる。用語と概念には馴染みがなかったかもしれないが、共同の問題を解決するために多くの人々が集まるという行為そのものには慣れ親しんでいた。とくに、協同組合の指導者たちは、講演の冒頭で協同組合と「契」を結びつけて概念を説明した。文字を読めない人々に協同組合を宣伝する場合、「契」を組織する方式と同じであることを強調したのである。様々な局面で自由に組織されて身近な形態であった「契」と協同組合の類似性を、概念導入初期の段階で言及することによって、他国の場合よりも容易に協同組合を理解する雰囲気が醸成された。協同組合という概念を見慣れないものとして認識しなかった背景として、日常的に経験してきた「契」の影響力を見過ごすことができないと考えられる。

協同組合と「契」は、共通の目的を持つ人々が集まり、それを達成するために力を合わせるという共通点がある。韓国人にとって「契」は身近な日常であり、文化であった。そのため、協同組合の指導者たちは、協同組合と「契」の違いを認知しながらも、「契」と協同組合の共通点を強調することを選んだ。韓国人にとって協同組合は、見慣れないが馴染みのある概念として認識されて、1920年代半ば以降、急激に増加することができたと推定される。

他方で、協同組合の指導者たちは、「契」と協同組合が形態的な面では連続性を持つことに言及しつつも、相違点が存在することを強調した。協同組合は、「契」とは異なり、「経済的弱者の解放組織体」という性格を持つことを強調した。すなわち、協同組合と「契」は、共通点はあるものの、目標において違いがあることを強調したのである。咸尚勲は、協同組合を「資本社会において経済的弱者が相互扶助の精神で経済的向上を企図」するものと定義した。彼は、資本主義下における協同組合を通じた経済的弱者の相互連帯を強調し、「契」と協同組合は、時代的状況と目的が異なることを指摘した。

また、金成璹は、「契」を通じて協同組合を理解することが繰り返される限り、協同組合に対する認識が定着しないことを憂慮した。彼は、協同組合の理解のために馴染みのある「契」に言及することには同意したが、このような基礎的な概念のみが繰り返し言及され

45　安民世「五山の校庭で（二）　定州紀行」『朝鮮日報』1930年５月10日付。

てその先に進まなければ、協同組合に対する把握自体が「不徹底」になると指摘した。彼は、協同組合が発達した国や地域では旧来の慣習（「旧殻」）から脱却したが、韓国では、従来の「契」に対する観念と協同組合の思想がそれぞれ固着して、それぞれに固有の観念が形成されていることを憂慮した。このような様相を以って、韓国の協同組合が独自に成長するうえで制約が生じていることに言及している。当時、韓国の「契」は日本の統治手段の一つとして作動する状況にあった。そのため、協同組合の指導者たちは、「契」が、本来の機能を喪失して形骸だけを残していることを残念に思いつつ、協同組合と距離を置いたと思われる[46]。

「契」以外に注目すべき部分は、分かち合いと貧者に対する配慮という韓国社会の特性が協同組合の運営方式と結びついたことである。咸昌（ハムチャン）協同組合（1927年設立）の事例が代表的である［訳者注：咸昌は、慶尚北道内の郡名。咸昌郡内には咸昌面（面は町村に相当）がある］。咸昌協同組合では、現金出資ができない貧しい人に出資金の拠出を猶予して、利用時に発生する積立金を出資金として蓄積する方案を用意し、貧しい人々の加入を促した[47]。咸昌協同組合では、組合員の家計に負担がかからないように、分割または猶予できる様々な出資金制度を用意したのである。とくに、出資金さえも負担に感じる人たちに配慮した韓国式協同組合の特徴であるといえる。

Ⅲ．連帯性と民主性の基盤形成

1．事例１：咸昌協同組合と協同組合原則の普及

前述した咸昌協同組合は、韓国式協同組合の特徴を示す事例であるだけでなく、組合員の連帯と民主的な協同組合運営を触発した組織でもあった[48]。咸昌協同組合は、東京に留学していた韓国人学生を中心として1926年に設立された協同組合運動社の構成員が、初めて実行に移して作られた協同組合である。様々な困難を乗り越え、1927年１月、11人の農民が集まって創立した咸昌協同組合は、設立後６ヶ月で組合員数は11人から422人に、１日400円以上の売上を得るまでに成長した[49]。咸昌協同組合の目的は、経済的な団結と自主的な訓練であり、「分散的生活から集団的生活へ」および「自主的な方式を通じた組合員の生活改編」を目標とした。個人的に外国人商人を通じて日常用品を購入して各自が費用

46　以上、当時の協同組合と契に関する認識については、次の記事を参照した。金成璹「協同組合実務講話（二）」『東亜日報』1932年１月24日付；金成璹「朝鮮新経済建設三個年計画 朝鮮協同組合運動大観」『三千里』第３巻第10号、1931年10月１日；咸尚勲「協同組合運動に対して」『別乾坤』第31号、1930年８月１日、30頁。［訳者注：後２者の記事情報については、筆者のご教示により、訳者が追加した］。

47　［訳者注］協同組合運動社（1927）、22頁；「協同組合創立 尚州郡咸昌で」『東亜日報』1927年２月18日付。この出典情報は、筆者からのご教示による。

48　咸昌協同組合の運営原理と近隣地域への拡散様相については、キム・イギョン「日帝下慶尚北道咸昌協同組合の設立とモデルの拡散」『人文科学』第86輯（2022b）で具体的に確認することができる。

49　咸昌協同組合は、1927年１月14日夜10時頃、咸昌邑［訳者注：邑は、郡の中心市街地区を指す］梧沙里214番地の家宅に集まった11人の農民が中心となって、創立された。創立総会直前に創立発起人として名前を連ねていた地域の有力者30人余りは、貧しい農民が一緒に行う組合に不信をもって創立総会に現れなかった。創立を主導した銭俊漢は、協同組合を投資と回収の観点で捉えるのみで一緒に参加する農民を信じない有力者に対する期待を捨てて、農民とともに定款を作り上げた。創立時11人に過ぎなかった組合員は、半年で400人以上に増加し、販売する物品も８種類から100種類に拡大した。一日平均売上は26円で、最高１日400円の売り上げを記録し、６ヶ月間で500円以上の利益を上げた。協同組合運動社『協同組合運動の実際』（東京：協同組合運動社，1927）、６頁。

を負担する方式ではなく、集団的な経済的団結を通じて直面する問題を解決しようという意志が込められている[50]。

咸昌協同組合では、資産を持つ人が意思決定権限を独占することを防ぐため、出資を１人１口に制限した。資本を多く持つ者が無制限に出資すれば、意思決定にも非対称性が発生することから、それを事前に防ぐためであった。咸昌協同組合は出資金の制限と１人１票を連動させた。これにより、資本中心ではなく、組合員、つまり人間が中心となる組織運営と意思決定構造を構築しようとした。

また、利用高に応じた配当を推進した。咸昌協同組合では「余剰金配分の公平」を強調し、資本の有無よりも利用と参与の程度を重視することを明確にした。利用高配当は、組合員がどれだけの出資をしたかを基準に設定するのではなく、店舗をどれだけ頻繁に利用したかによって配分するというものである。これは協同組合原則の重要な内容であったが、咸昌協同組合は利用高配当を定款に明記して事業を進めた[51]。

［訳者注：韓国協同組合史の研究において］利用高配当が重要な理由は、1920年代初めの消費組合と比較して協同組合の運営方式が変化したことが把握できる基準となるからである。1920年代初めに設立された木浦（モッポ）消費組合［訳者注：1920年に設立。全羅南道木浦府］や公州（コンジュ）消費組合［訳者注：1922年に設立。忠清南道公州郡］などでは、地域資産家を中心に出資金配当が行われた。木浦消費組合の場合、役員資格が一定金額以上の出資金を投資した者となっているなど、協同組合原則に合致しない方法で運営された[52]。このように協同組合と株式会社など一般企業を区別できない状況が、1927年を起点として少しずつ変化し始めたのである。

出資金を基準に配当することは、初期資金を集める際の原動力となり、資本金調達が容易であるという利点がある。しかし、こうした方式は、株式会社の利潤配当と差異がない。咸昌協同組合設立以前には、消費組合ではあるものの無制限出資が可能なところもあり、そのほとんどは出資金配当をしていたことから、利益団体と変わりがなく資本主義的な個人営利組合という批判を受けることもあった[53]。咸昌協同組合の定款とモデルが慶尚北道を中心に全国的に知られるようになり、協同組合は利用高配当を中心に運営されなければならないということが普遍的に認識され始めた[54]。1920年代後半から、利用高配当が、

50　協同組合運動社（1927）、22頁。
51　「咸昌協同組合定款」第５章「剰余金処分及び損失填補」によると、剰余金の配当は、事業期間内の組合員の組合利用金計算額に基づいて行われた。1927年１月に創立されて半年が過ぎた後、咸昌協同組合は組合員の利用額を基準に最高額42銭、最少額１銭を配当した。協同組合運動社（1927）参照。
52　［訳者注］「木浦消費組合設立」『東亜日報』1920年５月20日付；「公州消費組合総会」『東亜日報』1923年６月11日付。この出典情報は、筆者からのご教示による］。
53　劉載奇「消費組合とは何か」『農民生活』第１巻第６号（1929年11月27日）、８頁。
54　近隣地域において、咸昌協同組合のモデルを取り入れた協同組合が設立され始めた。1927年４月以降に創立された尚州（サンジュ）協同組合、青里（チョンニ）協同組合、豊山（プンサン）協同組合、礼安（イェアン）協同組合などが、咸昌協同組合の定款をそのまま踏襲するとともに、利用高配当を強調したことが確認される。豊山協同組合の場合、1927年５月に創立された後で開かれた第１回定期総会（９月10日）で、最高60銭、最少１銭の利用者配当を行い、礼安協同組合も第２回定期総会（1928年２月10日）で、最高27銭、最少１銭の利用高配当を実施した。［訳者注：「尚州郡に協同組創立」『朝鮮日報』1927年４月16日付；「尚州青里面協同組創立」『朝鮮日報』1927年５月14日；「嶺南地方」『東亜日報』1927年９月22日付；「豊山協同組合定期総会」『朝鮮日報』1927年９月23日；「地方集会」『朝鮮日報』1927年２月17日；「礼安の協同組合創総」『中外日報』1927年８月17日（これらの出典情報は、筆者のご教示による）］。

協同組合として運営されているかを判断する基準となった。

何よりも、咸昌協同組合では、貧しい人々のための運営方式が考案された。咸昌協同組合は、出資金を払えない貧しい農民のために、出資金の拠出を猶予し、利用高に応じた出資金の積立という方式を新たに用意した。咸昌協同組合では、出資金10円を１回に１円ずつ10回にわたり支払うことを原則としたが、この金額も負担が大きい人のために猶予制度を作ったのである。協同組合を利用したいが出資金が不足している人たちに対しても加入の門戸を開くために、利用高に応じて出資金を積み立てる制度を設けたと見ることができる。これにより、生活が困窮している人々も協同組合を利用し、貯蓄にまでつながる仕組みが作られた。この仕組みは、韓国において長い間続いてきた持てる者と持たざる者とが一緒に助け合う文化である「有無相資」を、協同組合原則と組み合わせたものと見なすことができる。

また、咸昌協同組合は、組合員総会で役員を選出することを定款に明文化して、実践した。組合員によって役員が選出されなければならず、役員を務めることは組合員の義務であると同時に組合のための奉仕であることから、報酬を受けない活動であることが定款に明記されている。このほか、余剰金の５％を組合員教育のために活用できるように、教養準備金として積み立てられた。さらに、春窮期［訳者注：農民が、春の端境期に食料がなくなって困窮した時期を指す］を辛抱強く耐えなければならない地域住民のために、損失補填準備金を用いて穀物を市価より安く販売したり、中断された女子夜学運営費を支援したりするなどの活動を行っている[55]。

咸昌協同組合の運営方式は、「咸昌協同組合報告書」としてまとめられ、協同組合運動社の全国巡回講演を通じて拡散された[56]。尚州、安東（アンドン）、金泉（キムチョン）、軍威（クヌィ）、醴泉（イェチョン）、善山（ソンサン）［訳者注：いずれも慶尚北道内の郡名］で、これにならった協同組合が設立され始めた[57]。同時に、協同組合原則が知られるようになると、「朝鮮産業組合令」の口数無制限などが批判され[58]、協同組合運営の核心は、組合員間の自治と相互扶助であることが強調されるようになった。それに加えて、朝鮮総督府による官製協同組合は官庁の認可と監督が強要され

55　咸昌協同組合が、当時、貧しい農民に対して支援した額は約1,000円に達した。また、資金不足で中断された地域の女子夜学に運営費を支援し、そのおかげで地域の女性40人余りが勉強を続けることができた。「咸昌協組壮挙貧民救濟に注力」『中外日報』1927年５月20日付。

56　協同組合運動社（1927）、６頁。

57　1927年４月には尚州郡牟東面に中牟協同組合が創立され、一週間後に同郡尚州面内に尚州協同組合が創立された。その翌月には、同郡清里面で清里協同組合が設立され、さらに尚州郡を越えた安東郡の豊山面に豊山協同組合が設立された。その後、安東郡礼安面で礼安協同組合（1927年８月13日）が、金泉郡で金泉消費組合（1928年８月）が設立された。1929年には軍威郡孝令面の孝令消費合（1929年１月26日）と醴泉郡の醴泉消費組合（1929年６月15日）が、1930年には善山郡で亀尾消費組合（1930年５月）が設立されている。「中牟協同組合去六日に創立」『東亜日報』1927年４月10付；「尚州牟東に協同組創立」『朝鮮日報』1927年４月９日付；「尚州郡に協同組創立」『朝鮮日報』1927年４月16日付；「尚州青里面協同組創立」『朝鮮日報』1927年５月14日付；「豊山協組創立　盛況裏に終了」『中外日報』1927年５月13日付；「礼安の協同組合創総」『中外日報』1927年８月17日付＊；「礼安協同組合十三日に創立」『東亜日報』1927年８月17日付；「金泉消費組合十二日創立総会」『東亜日報』1928年８月14日付;「嶺南地方」『東亜日報』1929年２月５日付;「礼泉消費組合去十五日創立」『朝鮮日報』1929年６月21日付；「亀尾消組開業準備」『朝鮮日報』1930年５月18日付。［訳者注：筆者のご教示により、この注記の内容を一部修正した。また、＊を付した以外の出典情報については、筆者のご教示により訳者が追加した］。

58　「協同組合論（七）」『東亜日報』1929年12月７日付;「協同組合論（八）」『東亜日報』1929年12月11日付;「協同組合論（十八）」『東亜日報』1929年12月25日付。

るため、「自主的な協同組合とは趣旨が異なる」という批判が継続的に提起された[59]。

1920年代初めに設立された消費組合と比較すると、1927年を起点として、組合員を中心においた自律性と民主性、そして経済的平等が強調されるようになったことが確認できる。また、官製協同組合を批判する論理も協同組合原則を基準においており、民間協同組合の運営基準も組合員による自治と均等な分配、自律性などが強調されていたことが確認できる。

2．事例２：定平（チョンピョン）郡の消費組合－農民運動と協同組合の結合

協同組合原則の強調は、1930年代半ばまで続いたと思われる。ここで注目すべき事例は、咸鏡南道定平郡の消費組合である。定平郡地域では、農民組合[60]を中心に階級運動が展開されると同時に、消費組合運動も「長足の発展」を見せた[61]。定平郡に設立された消費組合は、新上（シンサン）消費組合（1929年３月創立）、定平消費組合（1930年５月創立）、長原（チャンウォン）消費組合（1930年５月創立）、地境（チギョン）消費組合（1930年11月創立）である。これらの組合が運営した店舗は合計６つであり、組合員として1,000人以上が加入していたと推定される[62]。定平郡の消費組合は、無産農民の生活に必要な物資を供給し、地域住民との連帯に積極的に参与した。組合員5,000人で構成された定平農民組合の支部別班組織と女性同友会所属の農村地域の婦人5,000人余りが消費組合の広報と運営に積極的に参与し、彼（女）らは周辺住民に消費組合への加入を勧めた。その結果、定平郡の住民は「組合を自分たちの店舗と認識して、１銭の物品でも消費組合で集中」して利用した[63]。

定平郡の消費組合は、定平農民組合を中心に拡張されてゆき、大衆を経済的に覚醒させて政治的に進出させることを目的とすると同時に、協同組合原則を強調した。組合員のために良質な日常用品を低廉な価格で提供したり、遠方に住む組合員のために宣伝配給隊を派遣して消費組合を組合員のための配分機関として認識させたりした。また、咸昌協同組合と同様に、１口５円の出資金を負担に感じる住民には払い込み回数を増やして、無産大衆の加入を促す運営方式を適用した。

また、彼（女）らも利用高配当を強調した。利用高配当は組合員が物品を購入することを通じて貯蓄にまでつながる効果があったた

59 「協同組合論（十）」『東亜日報』1929年12月14日付。

60 ［訳者注］1930年、咸鏡南道定平郡に定平農民組合が設立された（第１次農組）。31年に警察の検挙により第１次農組が瓦解した後、39年までに、３次にわたって再建と当局の弾圧による瓦解を繰り返した。定平農民組合の組織は、中央機関のもとに面単位に支部が置かれ、さらにその下に班が設置されていた。定平農民組合は革命的農民組合として非合法活動を展開する一方で、消費組合運動など農民の日常利益確保のための活動にも注力した。以上、出典は、池秀傑『日帝下農民組合運動研究－1930年代革命的農民組合運動－』歴史批評社、1993年、206～243頁。

61 定平郡出身の金龍星元国会議員は、「定平は、解放前から消費組合運動や農民組合運動など社会主義系統の運動が活発で、そのために獄死した人も多かったが…」と回顧した（「私の故郷に再びその感動を…」『朝鮮日報』1972年８月15日付）。「定平消組運動の実績に対して」『朝鮮日報』1930年11月24日付も参照。

62 各組合の組合員数、資本金、売上高及び純利益（いずれも1932年３月末現在）は以下の通り。新上消費組合（500人、6,000円、５万円、2,500円）、定平消費組合（225人、1,500円、１万3,000円、900円）、長原消費組合（200人、1,500円、１万円、700円）。「全朝鮮協同組合調査（四）」『東亜日報』1932年４月９日付；「全朝鮮協同組合調査（五）」『東亜日報』1932年４月10日付。地境消費組合は、創立されて活動実態があったことは確認できたが、具体的な実績（数値）は把握できなかった。［訳者注：筆者のご教示により、この注記の内容を一部修正した］。

63 「定平消組運動の実績について」『朝鮮日報』1930年11月24日付。

め、周辺の商店よりも消費組合を利用する住民がずっと多かった[64]。住民たちは、消費組合を利用するだけで利用高配当を受け取ることができ、直接・間接的に利益を得ており、これによって周辺商店よりも利用率が高くなり、消費組合は資本の安定性を構築することができた[65]。

定平郡地域の消費組合は、地域住民の経済的連帯によって健全な財政構造を築くことができた。新上消費組合の場合、1929年１月に70円で設立されたが、創立して１年も経たないうちに売上高約２万円、純利益1,000円に達し、３年後には借入金なしで払込出資金が2,400円に達し、建物も所有した。定平・長原両消費組合も赤字を出さずに店舗を運営し、定平消費組合の場合、1931年に前年比で当期純利益が約10倍に増加した[66]。これらの売上は継続的に増加し、わずかな資本金（「資力」）で大商店を凌駕するようになったという評価を得た[67]。

何よりも、協同組合原則を貫徹するための役員と組合員の努力があった。良質の物品を原産地から購入し、組合員に実費で供給することが基本であり、役員は、それを組合員の自発的な活動と認識して無報酬で参与した。消費組合の当務者には、協同組合及び消費組合に関するあらゆる問題を研究し、一般農民に親切に対応することが要求された。また、組合員に報告するための組合の状況、予算案、貸借対照表、営業実績報告なども丁寧に記録された[68]。

定平郡の消費組合当務者たちは、「国際消費組合デー」を韓国で最初に開催するほどに協同組合に関心を持っていた。「国際消費組合デー」は、国際協同組合同盟（ICA）の「世界協同組合デー（The International Cooperative Day）」を指しており、ICAは、1923年から毎年７月第１土曜日に開催していた。定平郡の消費組合関係者は、1930年７月５日、「国際協同組合デー」を知らせるポスターを作成し、定平郡の各市場［訳者注：定期市のこと］の主要な場所に貼った。また、農民組合の支部と消費組合の班を通じてもこれを告知するようにした。新上、定平、長原の３つの消費組合は一斉に店舗を休業し、この日を盛大に記念した[69]。彼（女）らは、経済的、政治的な流れに沿って消費組合が設立されているものの、「世界の消費組合の理論と実践との統一性がなく、連絡がないことを遺憾に思」って、「協同組合の日」を積極的に広報した。

定平郡地域での農民運動と協同組合の結合は、農民組合の組合員だけでなく、地域住民の経済的連帯を導き、住民の生活を向上させた。しかし、彼（女）らの成長は、1931年１月に定平農民組合の関係者が大々的に検挙される中で、消費組合の役員もそれに巻き込まれて新上

64 「定平消組運動の実績について」『朝鮮日報』1930年11月24日付。
65 新上消費組合と長原消費組合は、利用高と購入高に比例して配当する方式を採用したが、出資金をそれぞれ10口と５口に制限した。定平消費組合は、出資金は無制限であるが、配当は利用額を基準に実施した。「全朝鮮協同組合調査（四）」『東亜日報』1932年４月９日付；「全朝鮮協同組合調査（五）」『東亜日報』1932年４月10日付。
66 「新上消費組合定期大会禁止」『中外日報』1931年６月11日付；「定平郡新上消費組合幹事会」『東亜日報』1932年５月28日付；「定平消費組合第８回幹事会」『東亜日報』1932年８月13日付。
67 「定平消組運動の実績について」『朝鮮日報』1930年11月24日付。
68 「定平消組定総」『朝鮮日報』1929年11月６日付；「定平消組運動の実績について」『朝鮮日報』1930年11月24日付。
69 これは「朝鮮で最初に行われた国際消費組合記念」と記録されている。「朝鮮初有の国際消組デー」『朝鮮日報』1930年７月９日付。

消費組合長（李鉉稷）が死亡し［訳者注：定平農民組合組合長でもあった李鉉稷は、定平署に留置中の1931年２月に病死した。「故李鉉稷氏一年祭」『中央日報』1932年１月23日付を参照］、また、総会、理事会などが禁止されるという弾圧を受けて、その勢いが削がれてしまった[70]。

Ⅳ．おわりに

経済市民性の淵源を日帝下の民間協同組合運動に求めて検討する作業において注目すべき点は、協同組合設立に参与した人たちが自分たちを消費者として認識していたことである。1920年代初めから1930年代半ばに至る時期、知識人男性だけでなく、女性、主婦、労働者、農民、在日韓国人など様々な主体が様々な場所で協同組合を設立した。協同組合の概念が拡散し始めると、それぞれの必要に応じて連帯をして、民間協同組合を設立したのである。市場が中間商人に掌握されている状況の下で、民間協同組合を通じて自分たちで価格を決定し、組合員によって運営し、利用に応じて分配し、剰余金を地域社会のために活用する過程は、経済市民性の端緒となったといえる。また、多様な主体が自分たちを消費者として認識したという点で、消費者運動の出発ということもできる。

多様な主体の参与によって民間協同組合が設立され、1926年以降1931年までに設立された民間協同組合の数は急増した（前掲図１参照）。しかし、1932年からはその数が急激に減少する様相を見せる。1929年と1930年には60以上の民間協同組合が設立され、1931年には約150に達した。しかし、1932年にはその半分に減り、1933年からは10社程度に減り、1935年から1938年には新規に設立された民間協同組合は見当たらない[71]。韓国の民間協同組合は1932年から急激に減少し、縮小したと見ることができる。

民間協同組合が試行された初期であったため、経営が未熟で資金が不足していたことも縮小の理由である。他方では、1930年代初めから朝鮮総督府は、農民組合や思想団体と連携した民間協同組合を選別的に弾圧し、役員の検挙と関連文書の押収及び解散を強制した。農村振興運動[72]が進行する過程で一部の民間協同組合は朝鮮総督府［訳者注：が導入した官製団体］に吸収され、1930年代半ば以降、戦争が本格化すると、協同組合運動の縮小は加速した。

日本当局は、農村安定化と生産性向上のため、日本内地だけでなく、韓国などの植民地でも協同組合設立を推進した。そのため、日本当局は、制令にもとづいて協同組合を運営しなくても、これを容認する態度を示した。朝鮮総督府は、一部の民間協同組合の講演会を阻止したり、総会を中止させたりもしたが、このような行為からみて、日本当局も民間協同組合の存在自体を認識していたと思われる。

しかし、当局の影響力が及ばない一部の地

70 「新上消費組合定期大会を禁止」『朝鮮日報』1931年６月10日付;「業務報告書の謄写も禁止」『朝鮮日報』1931年11月24日付。
71 ［訳者注］1932年までの数値は、前掲図１を参照。1933年以降は、キム・イギョン（2022a）78頁による（出典情報は、筆者からのご教示による）。
72 ［訳者注］農村振興運動は、昭和恐慌下で困窮する朝鮮農民に「適度にパンを与ふる」（宇垣一成日記）ことを課題として、宇垣一成朝鮮総督の提唱によって1932年に開始された植民地朝鮮の農村政策である。総督府は、村落レベルで農村振興会が組織し、村落内の有力農民（「中堅人物」）主導による運営を図った。村落内の各種団体は、農村振興会に統合されていった。出典は、金翼漢「植民地期朝鮮における地方支配体制の構築過程と農村社会変動」1995年、東京大学博士論文、173～233頁。

域に対しては、民間協同組合を通じて社会問題を解決し、一定の役割を担うことが統治に役立つと判断していた可能性も排除できない。地域や組織によって違いはあるが、民間協同組合は、日本当局がいまだ担当できていない日用品の供給、教育、医療、マウル施設整備などを提供する役割も一部担ったからである。また、自律性を付与することも統治方法の一つであったため、1930年代以前までは、一部の民間協同組合を除けば、弾圧の強度は強くなかった。

朝鮮総督府は、小規模形態で設立され運営されていた民間協同組合に対し、1930年代までは大きな関心を示さなかった。しかし、1930年代初めになると、民間協同組合の役員が検挙されたり、理事会、総会、協同組合関連の集会が禁止されたりするようになった。民間協同組合は民衆の経済的な問題を解決するために設立された組織であったため、組織化したこと自体は問題ではなかった。核心は民間協同組合役員が主に活動する組織の性格であった。1930年代に入ると、各地域において朝鮮共産党再建運動や社会主義を基盤とした農民運動と労働運動、抗日運動が展開され始めた。とくに朝鮮共産党再建運動は、大衆運動を土台に地域組織から結成しようという方針が優勢で、地域中心の組織化が進んだ。

その過程で、民間協同組合は農民組合の部分事業として行われることもあったし、また、独自の組合を運営しつつも農民組合と緊密な関係を結び、二重、三重に組合員を共有する構造を構築することもあった。このように農民組合と緊密に連結された民間協同組合の場合、農民組合の勢力を弾圧して弱体化させる過程に巻き込まれて、協同組合運動が弾圧されるさまを確認することができる。

協同組合運動に参与した人たちは、植民地帝国主義の状況下、経済的連帯を通じて、飢餓と貧困のない、より平等な社会を目指した。多様な主体は、国家社会主義や資本中心の経済ではない方法で生活経済の構築を試み、実質的に必要な団体を組織した。そして、自分たちが所属する農民・労働・女性団体と重複メンバーシップを持ち、連帯した。同時に、外国のモデルと韓国の生活文化を融合させて、韓国式協同経済モデルを形成しようとした。

このような活動を通じて、日帝強占期から解放前後にかけて経済市民性の端緒があちこちで試みられたことが分かる。とくに、朝鮮総督府、支配当局の政策を批判し、自律性と自治性、民主性、連帯性を強調した民間協同組合を推進したことは、社会権の獲得ともつながった。また、株式会社または営利企業と類似したかたちで運営されていた消費組合が、利用高配当および資本の有無と関係のない平等な組合員中心の運営が強調されるように変化していく過程は、初期韓国経済市民性の変曲点と見ることができる。さらに、地域住民のための剰余金の活用と貧困者に配慮した運営方式などは、韓国式協同組合資本活用の代表的な姿でもある。

参考文献（＊印は朝鮮語文献）

1．一次資料（すべて朝鮮語）
雑誌：『開闢』、『農民生活』、『別乾坤』、『西北学会月報』、『新民公論』、『新生』、『衆明』、『青年』、『学之光』
新聞：『東亜日報』、『朝鮮日報』、『中外日報』

2．単行本
＊賀川豊彦（ホン・スンミョン訳）2009.『友愛の経済学』洪城、クムルコ.
＊キム・ヒョンミ2012.「韓国生活協同組合の起源－植民地時代の消費組合運動－を訪ねて」
＊（財）アイコープ協同組合研究所編『韓国生活協同組合運動の起源と展開』ソウル、プルンナム、14～55頁.
＊ロバート・シルゼン（ソ・ジョンミン、ホン・イピョ訳）2018.『賀川豊彦評伝』ソウル、シンアンクァチソンサ.
＊文定昌1961.『韓国農村団体史』ソウル、一潮閣.
＊ステファノ・ザマニ、ルイジーノ・ブルーニ（チ・ヒョンジュ訳）2015.『21世紀市民経済学の誕生』ソウル、ブックトドゥム.
＊オ・ミイル2008.『経済運動』天安、韓国独立運動史編纂委員会.
＊イ・ギョンラン2002.『日帝下金融組合研究』ソウル、ヘアン.
＊ジャック・ドゥフルニ、マルト・ニッセン、ナディン・リシェ＝ヴァテスティ、リオネル・プルートー、ローラン・ガルダン、ジャン＝ルイ・ラヴィル（キム・シニャン、オム・ヒョンシク訳）2021.『社会連帯経済』ソウル、チャッカンチェクカゲ.
＊在日朝鮮人団体事典韓日共同編纂委員会2022.『在日朝鮮人団体事典1895～1945』ソウル、民族問題研究所.
＊チェ・ジェソン2006.『植民地朝鮮の社会経済と金融組合』坡州、景仁文化社.
＊韓国協同組合運動100年史編纂委員会2019.『韓国協同組合運動100年史Ⅰ，Ⅱ.』高陽、カウレアッチム.
＊ハン・ギュム1997.『日帝下韓国基督教農村運動』ソウル、韓国基督教歴史研究所.
＊協同組合運動社1927.『協同組合運動の実際』東京：協同組合運動社.
車田篤1932.『朝鮮協同組合論』京城：朝鮮金融組合協会.
賀川豊彦1940.『産業組合の本質とその進路』東京：協同組合新聞社.
Jacobs, Meg. 2005. *Pocketbook Politics：Economic Citizenship in Twentieth-Century America*. USA：Princeton University Press.
Kessler-Harris, Alice. 2003. *In Pursuit of Equity: Women, Men, and the Quest for Economic Citizenship in 20th Century America*. USA：Oxford University Press.
Ulrich, Peter. 2008. *Integrative Economic Ethics：Foundations of a Civilized Market Economy*. USA：Cambridge University Press.
White, Stuart Gordon. 2003. *The Civic Minimum：On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*. USA：Oxford University Press on Demand.

3．論文
＊賀川督明（ホン・ミンギ訳）2013.「賀川豊彦と協同組合」『基督教思想』第655号、73～92頁.
＊キム・ギョンモ1998.「経済学の構造、経済的社会化、経済的市民性」『市民教育研究』第26巻、43～56頁.
＊キム・クォンジョン2008.「1920～30年代韓国基督教の農村協同組合運動」『崇実史学』第21輯、255～287頁.
＊キム・ミンチョル2008.「1930～40年代朝鮮総督府の村落支配機構研究」『歴史問題研究』第20号、199～254頁.
＊キム・イギョン2022a.「日帝下韓国協同組合運動の形成と展開：概念・主体・連帯を中心に」成均館大学博士学位論文.
＊キム・イギョン2022b.「日帝下慶尚北道咸昌協同組合の設立とモデルの拡散」『人文科学』第86輯、65～108頁.
＊キム・インドク2013.「日帝強占期大阪朝鮮村の食文化」『東方学志』第163輯、35～55頁.
＊キム・インドク2019.「空間移動と在日コリアンの定住と健康：『大阪と半島人』と『民衆時報』を通した大阪［鶴橋］の1930年代を中心に」『人文科学』第73輯、5～36頁.
＊キム・ヒョンスク1987.「日帝下民間協同組合運動に関する研究」『社会と歴史』第9輯、189～286頁.
＊ムン・ヨンジュ2008.「朝鮮総督府の西欧協同組合模倣と植民地的変容」『韓国史学報』第32号、309～332頁.
＊パク・ドヨン、パク・ジュヨン2013.「経済教育目標としての“経済的市民性”」『社会科学校教育研究』第15巻、37～60頁.
＊イ・ギョンラン2001.「日帝下金融組合の農村浸透と産業組合」『歴史と実学』第19・20輯、521～551頁.
＊イ・ギョンラン2013.「韓国近現代協同組合運動の歴史と生活協同組合」『歴史批評』第102号、40～71頁.
＊イ・ギョンラン2014.「韓国近現代史における共生的視点の導入と協同組合運動史」『史学研究』第116号、339～382頁.
＊イ・ドゴン1992.「日帝下朝鮮金融組合の設立と性格」『韓国独立運動研究』第6輯、275～296頁.
＊チャン・ギュシク1995.「1920～30年代YMCA農村事業の展開とその性格」『韓国基督教と歴史』第4巻第4号、207～261頁.
＊チョン・ヘギョン1997.「1910年代在日留学生の経済問題認識：『学之光』を中心に」『清渓史学』第13巻、559～584頁.
＊チョン・ヘギョン2001.「1930年代初期大阪地域協同組合と朝鮮人運動」『韓日民族問題研究』第1巻第1号、71～112頁.
＊チョ・ヒョンヨル2009.「協同組合運動社の組織過程と主導層の現実認識（1926～1928）」『韓国史学報』第34号、139～174頁.
＊チョ・ヒョンヨル2019.「日帝下協同組合運動社の協同組合運動」『東方学志』第186輯、1～36頁.
＊チェ・ビョンモ、パク・ヒョンジュン、チョ・ビョンチョル）2004.「世界化・知識基盤社会に適合した経済市民性教育の方向模索：多重的・多次元的経済市民性の観点から」『社会科教育』第43巻第3号、103～126頁.
小嶋翔2016.「戦前期消費組合運動における理念と実際運営：平塚らいてう「消費組合我等の家」に注目して」『日本経済思想史研究』第16号、5～23頁.
堀内稔1980.「阪神消費組合について」『在日朝鮮人史研究』第7号、1～16頁.
Bosniak, Linda.2002. “Citizenship and Work.” *North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation*, Vol.27, No. 3, pp.497～506.
Park, Albert L..2014. “Reclaiming the Rural：Modern Danish Cooperative Living in Colonial Korea, 1925－37.” *Journal of Korean Studies*, Vol.19, No. 1, pp.115～151.
Schank, Lorch, 2015. “Economic Citizenship and Socio-Economic Rationality as Foundations of an Appropriate Economic Education.” *Journal of Social Science Education*, Vol. 14,No. 1, pp.56～65.
Weber, Birgit.2002. “Economic Education in Germany.” *Journal of Social Science Education*, Vol. 2, No 2, pp. 1～16.